

# 第31回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

## 次 第

令和2年6月30日（火）19時30分から  
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 専門家発言
- 4 本部長発言・指示
- 5 閉会

## 新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

### 1. 現在の状況

#### ○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 6月29日15時時点）

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	2,548,996	125,803
ブ ラ ジ ル	1,344,143	57,622
ロ シ ア	633,563	9,060
イ ン ド	548,318	16,475
英 国	312,640	43,634
ペ ル ー	279,419	9,317
チ リ	271,982	5,509
ス ペ イ ン	248,770	28,343
イ タ リ ア	240,310	34,738
イ ラ ン	222,669	10,508
そ の 他	3,458,489	160,600
合 計	10,109,299	501,609

※ 188の国・地域で確認されている。

#### ○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 6月28日24時時点）

都道府県	感染者数	死亡者数
東 京 都	6,114	325
大 阪 府	1,816	86
神 奈 川 県	1,464	96
北 海 道	1,222	99
埼 玉 県	1,109	65
千 葉 県	949	45
福 岡 県	845	33
兵 庫 県	705	43
愛 知 県	523	34
京 都 府	366	18
そ の 他	3,041	127
合 計	18,154	971

※チャーター便帰国者15名、空港検疫307名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

#### ○ 都の発生状況6,171名（6月29日18時00分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・ 海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・ 都内在住者等 6,168名（うち死亡者325名）

## ○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置  
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び  
「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置

	第 23 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 2 8 日	第 24 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定
4 月 1 日	第 25 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 第 10 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
4 月 6 日	第 26 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 7 日	第 27 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 1 1 日	第 28 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 1 6 日	第 29 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 2 2 日	第 30 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 第 11 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
4 月 2 4 日	第 31 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 2 7 日	第 32 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5 月 1 日	第 12 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
5 月 4 日	第 33 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 第 13 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
5 月 1 4 日	第 34 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 第 14 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
5 月 2 1 日	第 35 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
5 月 2 5 日	第 36 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定 新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言発出
5 月 2 9 日	第 15 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
6 月 4 日	第 37 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（持ち回り）
6 月 1 8 日	第 38 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## ○ 都の動き

1 月 2 4 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 1 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 7 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 2 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 8 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 3 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 9 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 4 回東京都危機管理対策会議
1 月 3 0 日	東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置 第 1 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1 月 3 1 日	第 2 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 3 日	第 3 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 7 日	第 4 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 1 2 日	第 5 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 1 4 日	第 6 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2月17日	第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月18日	第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月21日	第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月26日	第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月3日	第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月12日	第12回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月23日	第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月26日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
3月27日	第14回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月30日	第15回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月1日	第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月6日	第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月8日	第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月10日	第19回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月15日	第20回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月23日	第21回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月5日	第22回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月15日	第23回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月19日	第24回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月22日	第25回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月25日	第26回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月26日	第27回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月29日	第28回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
6月2日	第29回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
6月11日	第30回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 2 都の対応

### [新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）

- ・「都としての新たな対応方針」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）
- ・1都4県知事共同メッセージの発信
- ・九都県市首脳会議緊急メッセージの発信
- ・東京都緊急事態措置案の事前公表
- ・東京都緊急事態措置の実施（外出自粛要請、令和2年4月8日零時から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の実施（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年4月11日零時から5月6日）
- ・都民のいのちを守る STAY HOME 週間として、外出抑制を強化するとともに、首都圏で連携・協力した広報を展開（4月25日から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（外出自粛要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ（骨格）の公表
- ・令和2年第二回定例会補正予算案を公表
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップの公表
- ・ステップ1における新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応発表
- ・国の基本的対処方針改定を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」を一部改定
- ・「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」ステップ2へ移行（6月1日から）
- ・都民・事業者に感染拡大への警戒を呼び掛ける「東京アラート」発動（6月2日）
- ・「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」ステップ3へ移行・東京アラート解除（6月12日から）

## 新型コロナウイルス感染症への各局の対応

### ○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等 3 団体へマスク 15 万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・ 都内区市町村へマスク 20 万枚を提供
- ・ イベント主催者に対して、5 月 6 日までのイベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 区市町村長に対して、所管施設におけるイベント開催の取扱いについて依頼
- ・ 区市町村長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る広報の協力について依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置相談センター（コールセンター）を設置
- ・ 宿泊施設における感染者への支援のため自衛隊へ派遣要請
- ・ 感染症の影響により内定を取り消された新卒者等を対象とした非常勤職員採用を実施
- ・ 区市町村と連携して商店街等での外出自粛の呼びかけを実施
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止についての個別要請を実施
- ・ 東京都人権プラザで「新型コロナウイルス感染症にかかる特別人権相談（法律相談）」を実施
- ・ 都立大・産技大・都立高専で、オンラインによる授業等を実施
- ・ 家計急変に伴う減免を都立大・産技大の授業料に適用
- ・ 経済的に困難な状況にある大学生等にアルバイトの機会を提供する取組を実施【全庁的取組】
- ・ 御蔵島村役場の業務支援のため、三宅支庁の職員を派遣
- ・ 感染症の影響により内定を取り消された新卒者等を対象とした非常勤職員採用を実施（追加募集）
- ・ 繁華街における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた都民への呼びかけを実施
- ・ 「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～」を作成
- ・ 事業者向け「東京都感染拡大防止ガイドブック」を作成
- ・ 「東京都感染拡大防止チェックシート」及び「感染防止徹底宣言ステッカー」を作成
- ・ アドバイザーによる感染拡大防止の取組支援

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2 月 22 日から 3 月 15 日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・ 都主催イベントについては、専門家の意見等を踏まえ、4 月 12 日までの間、方針を継続
- ・ 都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立上げ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設（3 月 3 日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第三弾）を発表（3 月 12 日）
- ・ 1 都 4 県（3 月 26 日）、九都県市（4 月 1 日）でテレビ会議実施、共同メッセージ発出
- ・ 九都県市でテレビ会議実施、住民に対する共同要請メッセージ発出（4 月 9 日）
- ・ 「いのちを守る STAY HOME 週間」1 都 3 県共同キャンペーン実施（4 月 25 日～5 月 6 日）
- ・ 1 都 3 県知事共同ビデオメッセージ発出（5 月 1 日）

- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出（5月19日）
- ・ 都主催イベントについては、感染拡大の重大局面にある状況を鑑み、5月6日まで方針を継続
- ・ 4月3日より、「東京動画」をベースに知事による情報発信（ライブ配信）を開始（ほぼ毎日午後6時45分から配信）（5月11日より、午後6時30分からに変更）（5月30日より、毎週月・木曜日の配信に変更）（6月11日をもって定期的な配信を終了）  
（6月15日に臨時配信を実施）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する東京都の支援策をとりまとめ、東京都公式ホームページ等に掲載（4月14日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策と都民生活や経済を支える東京都緊急対策（第四弾）を発表（4月15日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する支援策について、より分かりやすく検索・閲覧できる「東京都新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ」を開設（5月5日）
- ・ 都主催イベントについては、緊急事態措置の延長に伴い、5月31日まで中止・延期の対応を継続
- ・ 休止中の都民利用施設及び都主催イベントの取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」に基づき、順次再開等するよう、総務局と連名で各局へ周知（5月25日）
- ・ 休止中の都民利用施設の再開等に関する情報について、東京都公式ホームページに掲載
- ・ 「新しい日常」の定着に向けた動画を順次配信（6月18日）

#### （戦略政策情報推進本部）

- ・ 東京都と区市町村との間における Web 会議の開催を促進するため、区市町村に対し Web カメラ・モニター・端末等の資材や通信費・ライセンスを提供
- ・ 軽症者等を受け入れる宿泊療養施設に「健康アプリケーション」を導入
- ・ 都立施設の訪問履歴に基づき、利用者に迅速に感染情報を通知する「東京版新型コロナ見守りサービス」の提供を予定（6月12日）

#### （財務局）

- ・ 都庁展望室の休室
- ・ 契約事務手続きに関する対応（工事、設計等委託、物品買入れ等）
- ・ 公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインの策定及び周知
- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、都庁展望室を7月1日から再開

#### （主税局）

- ・ 国が所得税の申告納付期限（現行3月16日）を4月16日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限（現行3月16日）を4月16日まで延長
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
- ・ 期限までに申告等が困難な場合、申請により申告期限の延長を実施
- ・ 自動車税の下肢等障害者減免について、窓口申請に加え郵送による申請受付を開始
- ・ 納税者の外出抑制、金融機関等の三密防止に資する「スマートフォン決済アプリによる都税の納付」を6月1日より開始
- ・ 都税事務所等窓口における混雑緩和対策として、窓口の混雑状況を配信するサービスを導入
- ・ 国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」に伴い、自家用乗車に係る自動車税環境性能割の税率を軽減する特例措置について適用期間を6月延長（令和3年3月31日までに取得したものを対象とする）

#### （生活文化局）

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事や著名人によるメッセージなどを、SNS、テレビ・ラジオ CM、デジタ



ルサイネージ等の各種媒体により発信

- ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
- ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
- ・ 広報東京都3月号1面で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載
- ・ LINEで、新型コロナウイルス感染症に関するQ&Aをわかりやすく掲載するなどメニューを拡充
- ・ 新聞主要6紙に、感染症拡大の段階に合わせた都の対策や、都民への呼びかけ等の広告を掲載（延べ88回）
- ・ 広報東京都4月号1面・2面で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載
- ・ 消費者に向けて、マスクやトイレットペーパー、食料品の買い占めや感染症関連の消費者トラブルについて、ホームページやSNSで発信
- ・ 都立文化施設等におけるイベント主催者に対して、イベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に協力を要請
- ・ 都立文化施設等の休館（5月6日まで）
- ・ 対面となる来庁による公文書の開示請求等の自粛を要請
- ・ 旅券（パスポート）の申請受付を5月6日まで休止
- ・ 一時滞在施設用に体温計450本を提供
- ・ 計量検定所における検定の緊急対応（医療機関向け血圧計5350台、酒精度浮ひょう20本）
- ・ 生活面で不安などを抱える外国人の方の相談に多言語で対応する「東京都外国人新型コロナ生活相談センター（Tokyo Coronavirus Support Center for Foreign Residents）〔略称：TOCOSトコス〕」を開設
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信するテレビ番組を新たに開始するなど情報発信を強化
- ・ 「STAY HOME 週間」ポータルサイト開設、東京動画特設コーナー設置（事業者サイトとのコラボあり）
- ・ 広報東京都5月号1面・2面で、外出自粛及び外出時の注意、各相談窓口等、緊急対応策4弾（概要）、都税等支払い猶予、テレワーク導入・活用支援について掲載
- ・ 外国人等が抱える連休中の不安等に対応するため、TOCOSを5月4日から6日まで臨時開設
- ・ 都立文化施設等の休館期間（現行5月6日まで）を延長
- ・ 旅券（パスポート）の申請受付の休止期間（現行5月6日まで）を延長
- ・ 芸術文化活動支援事業「アートにエールを！東京プロジェクト」の事業開始
- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、旅券（パスポート）の申請受付を6月1日から再開
- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、都立文化施設等の再開（6月1日以降順次）
- ・ 広報東京都6月号1面・2面・3面で、ロードマップ（骨格）、支援情報ナビの開設、各相談窓口、感染症対策支援について掲載
- ・ 広報東京都7月号1面で「新しい日常」、2面で支援策、7面で「東京版新型コロナ見守りサービス」開始について掲載

（オリンピック・パラリンピック準備局）

- ・ 東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈
- ・ 都立スポーツ施設等の休館
- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、都立スポーツ施設等の利用を6月1日から順次再開

（都市整備局）

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け
- ・ 鉄道駅等へのポスター掲示等を通じた外出自粛の呼び掛け
- ・ 新宿・渋谷・東京エリアにおける鉄道利用者数の動向を発信

- ・ SNS やラジオ等を通じた交通・物流等に従事する方へのエールの発信
- ・ 時差 Biz の登録企業・団体に対し、緊急事態宣言解除後もスムーズビズの継続に協力を求めるメールマガジンを配信
- ・ 緊急事態宣言解除に伴い、鉄道事業者等に対し、あらためて感染拡大防止への呼びかけ等を要請

(住宅政策本部)

- ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入の減少に伴い、一時的に使用料等のお支払いが困難な事情がある都営住宅・公社住宅の居住者等の方に対し、使用料等のお支払いを一定期間猶予
- ・ 都営住宅においては、既存制度である収入の再認定及び減免制度を活用して、転職、退職等による収入減少の場合、最新の収入に応じた使用料への見直しや、さらに一定基準以下の収入の場合には使用料の減額を実施

(環境局)

- ・ 自然公園施設等の利用休止の実施
- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、自然公園施設等の利用の順次再開

(福祉保健局)

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（累計 80,350 着提供）
- ・ 中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・ 国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク 1 万枚を提供
- ・ 地区医師会に対し防護服 4,800 着を提供
- ・ 神奈川県に対し防護服 20,000 着を提供
- ・ 全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク 5,000 枚を提供
- ・ 都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約 11 万枚を提供
- ・ 都内医療機関に入院中の新型コロナウイルス感染症患者（無症状、軽症の方）を受け入れるため、ホテルなどの施設を都が確保（4月7日受け入れ開始）
- ・ 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供
- ・ 宿泊療養者専用ストレス電話相談窓口を開設
- ・ 入院・宿泊療養者向けのサポート体制を確保（子供の一時預かり、高齢者・障害者の介護・介助、ペットの一時預かり）

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・ クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討  
「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置（3月31日まで夜間延長）
- ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請  
（東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、（一社）新経済連盟、日本 IT 団体連盟に要請。経団連、経済同友会は知事が要請）
- ・ 中小企業の資金繰り円滑化等への協力要請（東京都信用金庫協会、東京都信用組合協会）

- ・ 各種支援策をまとめたチラシを作成
- ・ 「東京都感染拡大防止協力金」の申請受付を開始

#### (中央卸売市場)

- ・ 各市場の取引委員会等を通じて、市場業者に対し、手洗いの励行や従業員の健康管理など感染拡大防止の取組への協力を要請。本庁による現場のバックアップ体制を整備
- ・ 新型コロナウイルス感染症による経営への影響について、市場業者へのヒアリング調査を実施。各種融資制度等の周知を図るほか、専門家による経営相談体制を構築
- ・ 市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予
- ・ 市場経由の生鮮食料品等を E C サイトで販売する事業者等をホームページで紹介する「おうち de 市場」を開始
- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、市場の一般見学等を 6 月 8 日から一部再開

#### (建設局)

- ・ 都立公園などにおける取組みの実施
- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、公園施設等の利用を 5 月 2 6 日から順次再開
- ・ 都道におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を緩和

#### (港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
- ・ 調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内チラシを配布
- ・ 海上公園施設等の臨時休園・使用中止等の実施
- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、海上公園施設等の利用を 5 月 2 6 日から順次再開
- ・ 臨港道路におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を緩和
- ・ 海上公園におけるテラス営業などのため公園使用の規制を緩和

#### (交通局)

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・ 都庁前駅に赤外線サーモグラフィーを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

#### (水道局・下水道局)

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予

#### (下水道局)

- ・ 日本水環境学会と連携し、下水中の新型コロナウイルスの分析を進めていくため、水再生センターにおいて下水の採取・保管を実施
- ・ 国からの協力依頼に基づき、夜の繁華街や水再生センターにおける、下水に含まれるコロナウイルスの調査のため、下水の採取を実施

#### (教育庁)

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・ 都立高校入学者選抜における対応
- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
- ・ 都教委 H P における学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
- ・ I C T パイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
- ・ 臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知
- ・ 都立学校版 感染症予防ガイドラインの作成及び周知
- ・ 保護者向けメッセージの作成及び周知
- ・ 都立学校における春季休業の終了日の翌日から令和 2 年 5 月 6 日までの間の臨時休業措置

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」に伴う都立学校の対応を通知  
（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の延長に伴う都立学校の対応を通知  
（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドラインの作成及び周知  
（区市町村には小中学校における留意点を付記したガイドラインを参考に周知）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドラインの改訂及び周知  
（区市町村には小中学校における留意点を付記した改訂版ガイドラインを参考に周知）

（人事委員会事務局）

- ・ 採用試験の延期  
（令和2年度「東京都職員 I 類 B 採用試験（一般方式・新方式）」及び「東京都職員 I 類 A 採用試験」）
- ・ 管理職選考の延期
- ・ 採用試験の申込受付を6月1日から開始  
（令和2年度「東京都職員 I 類 B 採用試験（一般方式・新方式）」及び「東京都職員 I 類 A 採用試験」）
- ・ 管理職選考の再開

（労働委員会事務局）

- ・ 6月1日から、電話やカメラを用いるなど、感染拡大防止対策を講じた上で、審問・調査を再開  
（東京消防庁）
- ・ 各種行事の中止や縮小を決定
- ・ 各種救命講習等の休止
- ・ 各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）の一部休止（5月31日まで）
- ・ 採用試験の延期（令和2年度「東京消防庁消防官（専門系及び I 類）」）及び「東京消防庁職員 I 類（事務）」
- ・ 管理職選考及び昇任試験の延期
- ・ 予防関連届出書類等の郵送による受付を開始
- ・ 事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起
- ・ 各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）は規模を縮小して6月1日から実施
- ・ 採用試験の申込受付を6月15日から開始  
（令和2年度「東京消防庁消防官（専門系及び I 類）」及び「東京消防庁職員 I 類（事務）」）
- ・ 管理職選考及び昇任試験の再開（6月18日から）

## ○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

# 今後のモニタリングの方法について（案）

## 専門家による データ分析

- ✓ 現場で治療に当たる医師や感染症等の専門家が、都内の感染状況や医療提供体制について分析（週1回をベースに感染の状況等に応じて随時実施）

## モニタリング 会議

- ✓ モニタリング会議において、専門家チームの分析結果を基に現状を評価

## モニタリング結果 を踏まえた 都の対応

- ✓ モニタリング会議の評価に基づき、都民に対する不要不急の外出自粛の協力など、都としての対応を決定  
〔対応の内容によっては、新型コロナウイルス感染症対策審議会へ諮問し、対策本部会議を経て決定〕

明日からの試行を経て、早期に本格実施

# 専門家による分析（イメージ）

区分	モニタリング項目 ※①～⑤は7日間移動平均で算出	現在の数値 (○/○公表時点)	前週との比較	(参考) 緊急事態宣言 下での最大値	項目ごとの分析※3		
感染状況	①新規陽性者数	人		人	<table border="1"> <tr> <td>総括コメント</td> <td>状況を総括するコメントを記載</td> </tr> </table>	総括コメント	状況を総括するコメントを記載
	総括コメント	状況を総括するコメントを記載					
	潜在・市中感染	②#7119（東京消防庁救急相談センター）※1における発熱等相談件数	件		件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全般的な傾向に関する記載</li> <li>・ 地域毎・業態毎の感染状況</li> <li>・ 感染者の年代別の状況</li> </ul> など、具体的な状況等を記載	
		③新規陽性者における接触歴等不明者	数	人	人		
			増加比	%			%
検査体制	④検査の陽性率（PCR・抗原）	% (検査人数 ○人)		%			
医療提供体制	受入体制	⑤救急医療の東京ルール※2の適用件数	件		件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全般的な傾向に関する記載</li> <li>・ 入院調整の状況等を記載</li> </ul>	
		⑥入院患者数 (病床確保レベル○)	人 (○床)		人		
		⑦重症患者数 (ICU等又は人工呼吸器管理が必要な患者) (病床確保レベル○)	人 (○床)		人		

※1 「#7119」…急病やけがの際に、緊急受診の必要性や診察可能な医療機関をアドバイスする電話相談窓口

※2 「救急医療の東京ルール」…救急隊による5医療機関への受入要請又は選定開始から20分以上経過しても搬送先が決定しない事案

※3 分析にあたっては、上記項目以外にも新規陽性者の年齢別発生状況などの患者動向や病床別入院患者数等も参照

## 「第31回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和2年6月30日（火）19時30分  
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

### 【危機管理監】

それでは、第31回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

本日は感染症の専門家でいらっしゃいます東京都医師会の副会長の猪口先生、国立国際医療研究センター、国際感染症センター長の大曲先生にお越しいただいております。両先生には後程、ご発言をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。それでは毎回の議事の通り、私の方から最初に説明いたします。

資料1枚おめくりください。新型コロナウイルス感染関連肺炎に関する対応のところです。世界の感染状況につきましては感染者数が世界で1,000万人、そして死亡者数にしましては50万を超える数が現在のところ出ております。国内につきましては、感染者数1万8,154名、死亡者死亡された方が971名という状況になります。都の発生状況、一番下のところ6,171名が、昨日の時点の数値になっております。

資料2枚おめくりください。政府の動きになりますが、中ほどの下線部、6月18日、政府では第38回の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催されました。皆様のお手元には参考資料といたしまして、政府の議事次第、資料等を配布しております。後程ご参照いただければと思います。

資料を3枚おめくりください。新型コロナウイルス感染症への各局の対応のところです。まず総務局につきましては、下線部「感染拡大防止ガイドライン」の作成、「感染拡大防止チェックシート」の作成、アドバイザーによる感染拡大防止の取組支援等の施策を実施しております。1枚おめくりいただきまして、上のところが政策企画局になります。知事による情報発信、ライブ配信につきましては、6月15日に臨時配信を実施しております。続きまして、財務局では、感染拡大防止対策を講じた上で、都庁展望室を7月1日から再開しております。資料1枚おめくりください。中ほど下のところになります。生活文化局になりますが、広報東京都によりまして、「新しい日常」等に関しましての掲載を実施しております。資料を2枚おめくりください。建設局、港湾局のところになります。テラス営業などのため、都道・臨港道路の道路占用許可基準の緩和、海上公園使用規制の緩和を行っているところです。この資料の説明につきましては以上になります。

続きましてA4横の資料になりますが、今後のモニタリングの方法について（案）という資料をご参照ください。それでは福祉保健局長からご説明をお願いいたします。

## 【福祉保健局長】

私からは、新型コロナウイルス感染症に係る新たなモニタリングの方向性についてご報告させていただきます。資料は、「今後のモニタリングの方向性」と、「専門家によるデータ分析」の2枚をご用意しております。まず、具体的なモニタリング項目についてご説明し、その後、その流れをご説明したいと思っております。資料2 ページ目、資料2 をご覧いただきたいと思っております。

まずは、モニタリング項目とそれに対する専門家による分析のイメージ、データ分析のイメージでございます。モニタリング項目につきましては、専門家の先生方のご意見を聴きながら検討を進めて参りました。項目は、大きく「感染状況」と「医療提供体制」の二つに分かれておりまして、「①新規陽性者数」から、「⑦重症患者数」まで7つとなっております。

「モニタリング項目」の欄の右に、「現在の数値」を記載し、「前週との比較」欄は、増加や減少を矢印で示すこととしております。また、「緊急事態宣言下での最大値」の欄を設けることで、その時点での数値の状況をわかりやすくお伝えできるようにしたところです。「項目ごとの分析欄」についてでございますが、「感染状況」と「医療提供体制」、それぞれに専門家チームの先生方から、「総括コメント」を記載していただく予定としております。「感染状況」には、全般的な傾向に加え、地域や業態ごとのクラスターの状況、年代別の患者状況などを記載していただく予定でございます。また、「医療提供体制」には同じく、全般的な傾向に加えまして、入院調整の状況等について記載いただく予定でございます。専門家の先生方には、この7項目以外につきましても、新規陽性者の年齢別発生状況など、患者動向や、病床別入院患者数など、他のデータ等も参照した上で、分析いただくこととしております。

資料、前のページでございますが、今後のモニタリングの方法についてご説明させていただきます。「専門家によるデータ分析」から、「モニタリングの結果を踏まえた都の対応」までのながれを記載させていただいております。原則週1回といたしまして、感染の状況など必要に応じて、随時実施していくこととしております。まず、専門家によるデータ分析でございますが、現場で治療に当たる医師や感染症等の専門家の先生方に、都内の感染状況や医療提供体制の各種データをもとに分析・助言をいただきます。その分析結果をもとに、都におきましてモニタリング会議を開催し、現状の評価を行います。そして、その評価に基づき、都としての必要な対応について決定していくという流れでございます。対応の内容によりましては、新型コロナウイルス感染症対策審議会へ諮問し、対策本部会議を経て決定することになると考えております。新たなモニタリングの開始にあたりましては、専門家の先生方から、項目や分析結果の示し方などにつきましても、試行が必要とのご意見もいただいていることから、7月上旬に試行を行った上で、早期に本格実施につなげていく予定でございます。



### 【危機管理監】

ありがとうございました。他にこの場でご発言等ある局長等の方々いらっしゃいますか。よろしいですか。Webexでご参加されている皆様で、ご発言のある方いらっしゃいますか。それではここで専門家の先生の方々からご発言をいただきたいと思います。まず、東京都医師会副会長でいらっしゃいます、猪口先生からお願いいたします。

### 【感染症専門家（猪口先生）】

今局長が説明に使われた資料を使ってご説明させていただきますけれども、最初の、今後のモニタリングの方法についてというところで、最初の段の専門家によるデータ分析、私たちは、毎日、朝10時、ウェブ等を使いながら、会議をしております。現状についてどうなのかということも毎日、検討を重ねているところですが、週1回、1週間分、そして、なるべく現況に近いレポートにまとめて、それは2枚目のモニタリングのイメージというものにまとめて、このモニタリング会議の方に提出しようということになっております。これは、感染状況と医療提供体制に大きく分けておまして、医療に関する需要と供給のバランスを表してるものだと考えていただいて結構だと思います。

また、シートの右の方に、総括のコメントというところがございます。

これに関しては、なるべく、3段階か4段階ぐらいで、うまく表現しようと思っておりますけれども、我々以外にも、リスクコミュニケーションの専門の先生方と相談しながら考え、試行を経て、このシートを完成させていきたいと考えております。

項目につきましては、まず、大曲先生からお話をいただきたいと思います。

### 【感染症専門家（大曲先生）】

国際医療研究センターの大曲と申します。

それでは、私は資料の2枚目の項目のところについて、なぜこれを選択したかというところで、専門家としてのグループとしての意見を申し上げたいと思います。

7項目ある中で、一つは感染がどれぐらい広がっているのか、或いはそのスピードはどうなるかというところを感染状況で見えています。そして、それを受け入れられるのかというところで医療体制の表ができるというところですね、上から見ていきますと、やはり、多くの方々の関心を集めますし、我々も全体像として知りたいのは、新規陽性者数でありますのでそちらを示しました。

ただ、その中身が必要であります。要は、市中、コミュニティーでどれぐらいの患者さんが出ていらっしゃるぐらい広がっているかということ、この数字から読み解く必要があります。

そこに②で出てきたのがこの#7119、これは、これからその病院にかかりたい、救急医療にかかりたいという方が、とにかく病院に行きたいという方が相談するときの電話番号でありますけれども、要は、これが上がってくると、新規陽性者数が上がってくるというこ

とに我々は気づきました。ということで医療の需要を表すだろうということでこれは示しています。それともう一つは、街中、コミュニティでの感染の広がりを見てとる、どうすればいいかということは、皆で相談をしてきたわけですが、その中で、新規陽性者数の中における、接触歴が不明な方の数が大事じゃないかと思ひ至りました。接触歴が明らかな方はもちろんいらっしゃるのですが、この数というのは、その時々起こったクラスターの有無ですとか、かなり変わってきますから、変動が大きいと思っています。

一方で街中にいらっしゃる、隠れているといひますか街中にいらっしゃる患者数は、むしろ接触歴の不明者数で、見て取れるのではないかと私たちは考えています。これがじわじわと増えてくる、急に増えるということであれば、それは街中で広がっているのではないかということを示唆するわけですし、見ていく必要があるのではないかと考えます。

医療提供体制に関しましては、大きく分ければ、検査ができているか、そしてベッドがあって、受け入れられるのか、というところでありまひ。

そして、検査の陽性率。今やPCR検査だけではなくて抗原検査もできるようになりましたが、検査から判明する陽性率は、やはり重要だと思ひこちらにもお示ししています。この数が低いうちは、例えば1%ですとか、2%で低いうちはいいのですが、要は、コミュニティに患者さんが多くなつて、なかなかその患者さん方が医療にアクセスできない状況になると、私たちはこれが上がつてくると考えています。この数字の増減というものは非常に重要と考えています。受入体制としては、救急医療の東京ルール。この東京ルールに関しましては、救急隊の医療機関への受入要請、また選定開始から20分以上経過しても搬送先が決定しないという事案の件数ですけれども、これまでの経験からいきましても、実際にcovid患者が増えてくると、この件数が上がつてくるといひを私たちは経験しています。その中身としてはおそらく、発熱の患者さんがたくさんいらっしゃる、それを救急医療機関でたくさん受けてらっしゃる。そこでさらに患者さんを受けるのが大変でなかなか受けられないといひた、医療機関の負荷を示すと思ひています。

そして入院患者数は、ベッドがどれくらい今使われているかということを示すのは直接の指標でありますし、その中でも、とにかく命の危機にさらされている方々は集中治療室で治療する必要があるわけですが、それを重症患者数で見ていく。それが増えているのか減っているのか、或いは、確保した病床の中でどれくらい使われているのか見ていく、ということにしております。

これまでのモニタリング指標もあつたわけですが、その中で感じまひたのは、検討する中で、感染の状況、医療機関の状況を、我々の感覚として見えてきたということが一つと、あともう一つは、猪口先生がおっしゃつたのですが、個別の指標とその基準値だけ見ても駄目で、やはり全体像をちゃんと把握して評価をしていくことが重要であるということになりましたので、項目をその分析もなされるようになったということと理解しております。私からは以上です。

### 【感染症専門家（猪口先生）】

少々付け加えて、米印の3番にも書いてありますけれども、モニタリングで、表している項目以外にも、モニタリング指標を用いて、全体像をとらえようとしています。例えば新規陽性者の年齢別発生状況などの患者動向や病床別入院患者数等、全部見ております。そして、コメントには、ここに書いてある指標以外にも背景がある程度わかるように、丁寧に書いていきたいと考えております。

### 【危機管理監】

猪口先生、大曲先生ありがとうございました。

それでは、本部長からお願いします。

### 【都知事】

本日は、猪口先生、大曲先生におかれまして大変ご多忙のところご出席いただきました、誠にありがとうございます。またモニタリングに関して、ご助言いただきまして、本当にありがとうございます。

「ウィズ コロナ」という新たなステージに立った今、経済社会活動や都民生活を営みながら、第2波の兆候を的確に把握をする。そして都民の皆様へ正確な情報をお伝えする。それとともに、「自らを守る」行動を促していく。これらが東京の医療提供体制を確保する上で極めて重要であります。こうした観点から、専門家の皆様方から、今後のモニタリングの方向性に関してのご意見を伺って、この度、都として、今後のモニタリングの方法や項目についてその方向性を取りまとめたところであります。先ほど福祉保健局長から説明があった通りでございますが、専門家の皆様方からのご助言もあり、明日から試行、そしてその結果を専門家の方々と都で確認した上で、本格的に実施をして参ります。関係局におかれましてはしっかりと対応のほどよろしく申し上げます。休業要請等の全面解除に伴いまして、本格的な経済社会活動、そして都民生活が営まれる「新たなステージ」へと移行しましてから、2週間目でございます。先週末から、新規陽性者につきましては、5日連続になりますが、50人を超える日が続いております。そして、連日、いわゆる夜の街関連の方々、そして年代で申し上げますと20代、30代の若い世代の方々が新規陽性者として多く確認されているというのが、現在の状況でございます。

現時点での医療提供体制は、確保されており、患者数が急激に増加した3月の下旬と状況が異なるものの、今後の感染者数の動向については、警戒が必要でございます。改めて、都民の皆様方には夜の街、夜の繁華街への外出については特にご注意いただきたい。また、手洗いの徹底や、熱中症に注意しながらマスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、「3つの密」を避けた行動など、「新しい日常」を徹底して、「自らの守り」を実践していただきたいと存じます。

また、同じ職場で複数の新規陽性者が発生している例も見られます。事業者の皆様方には、

都そして業界団体が作成したガイドラインなどを踏まえ、感染拡大防止策の徹底と、テレワークや時差通勤などの、より一層の推進と定着をお願いいたします。東京都は、今回お示した、新たなモニタリングの方向性に基づき、感染状況、そして医療提供体制の状況についてモニタリングをしっかりと運用し、必要な警戒をしながら、感染拡大防止と経済社会活動の両立を図って参ります。各局におかれましては、第2波への備えに万全を期すことはもとより、この新型コロナウイルス感染症との戦いを変革の機会ととらえて、「ウィズ コロナ」の時代にふさわしい取組をしっかりと進めていただきたいと思います。私からは以上であります。

**【危機管理監】**

以上をもちまして第31回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。